

小児医療費助成制度に関するお知らせ

所得制限が撤廃されます!!

これまで、小児医療費助成制度には所得制限がありましたが、沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴って、

平成24年10月1日以降の診療分より、所得制限が撤廃されます！

これまで、所得制限の基準額を超えていたために制度を利用できなかった方も、平成24年10月診療分から支給を受けることができるようになります。助成対象のお子さんは、下記のとおりです。

<対象> 外 来 : 4歳の誕生月の末日まで
 ただし、1日生まれの子については、4歳の誕生日前日まで
 入 院 : 中学校卒業前のこども



申請する際には、①領収書 ②受給資格者証 ③お子さんの健康保険被保険者証、④生計維持者名義の預金通帳、⑤印鑑をご持参の上、福祉部福祉課窓口で手続きをお願いします。なお、受給資格の開始について、対象者には通知を郵送します。

お問い合わせ 福祉部福祉課 母子健康係 ☎945-5311

農業体験! カレープロジェクト参加者募集!



どんな体験をするの?

じゃがいも、にんじん、たまねぎの植付けから収穫まですべてを体験します。収穫した野菜を使ってカレー作りもします。自分で育てた野菜で作ったカレーはきっとおいしいはず! 友達も誘って、みんなで参加しよう!

プロジェクトスケジュール

(生育状況により変更があります)
10月21日(日)植付け
 ※西原町中央公民館に午前9時集合
 12月中旬
 3月上旬
 3月下旬 収穫・カレーパーティー



応募方法

対 象 者: 町内外の親子で最後まで参加できる方
 参 加 料: 小学生以上の参加者1名につき500円
 募集人数: 50名程度
 申込期間: 10月15日(月)まで
 申込方法: ①参加者氏名②年齢・学年③住所④電話番号を明記のうえ、電話・FAX・メールのいずれかの方法で申込みしてください
 申 込 先: 建設部 産業課(担当:我謝)
 連絡先: ☎945-4540 FAX 945-4580
 e-mail: masaaki-g@town.nishihara.okinawa.jp



平成25年度 新規・継続 保育所入所児童募集

【入所(園)対象児童】

西原町内にお住まいで保育に欠ける児童(保護者が仕事や病気、出産等のため家庭保育が困難な世帯の児童)。

【申込受付期間】

平成24年10月15日(月)から10月31日(水)まで

午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日及び開庁日の正午から午後1時までを除く)

◇特別な事情により期間内での申込みが困難な場合は、事前にご相談ください。

◇申込受付終了後に出生した児童については、随時受付を行います。



【申込受付場所】西原町役場 福祉部福祉課(第五庁舎)・各保育所(在園児及び在園児のきょうだい児のみ)

◇申込児童が定員を上回る場合は、保育に欠ける程度の高い方から順次、入所の承諾を行います。

◇保育料は、世帯状況・世帯の所得状況及び年齢等によって決定されます。

◇申込用紙等は、福祉部福祉課・各保育所で9月18日(火)より配布します。

◇すでに随時募集(平成24年度)で申込みをしていますが、新規(平成25年度)の申込みが必要になります。

◇保育料の滞納は認められません。保育料滞納世帯の申込みについては、福祉部福祉課でご相談ください。

【公立保育所・認可保育園一覧】

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員
坂田保育所	翁長665	945-5306	100人
西原白百合保育園	翁長303	945-4534	120人
愛和保育園	小那覇337-2	945-4418	120人
さざなみ保育園	安室196-1	945-1164	110人
さざなみ保育園(分園)	桃原76	945-3535	40人
小川保育園	小橋川1-2	946-6057	60人
さくらんぼ保育園	翁長523-12	946-1340	120人
さわふじ保育園	小波津648-3	946-2540	90人
さうんど保育園	棚原183-1	945-2397	90人
※西原保育所(定員60人)→ (仮称)小川第二保育園	与那城192→西原保育所隣接地に建設予定		112人

※町立西原保育所は、老朽化に伴う建替えを検討してきましたが「財政的な面で町が建設することが厳しいこと。」と「職員の十分な採用が見込めないこと。」を理由として、平成25年3月末で閉所予定です。これに代わり平成25年4月より新規認可保育園((仮称)小川第二保育園)の設置を予定しています。

【保育時間】 月曜日～土曜日 午前7時15分～午後6時15分

※日曜・祝日及び年末・年始は休園

【延長保育】 月曜日～金曜日 午後6時15分～午後7時15分

障がい児保育ご希望の方

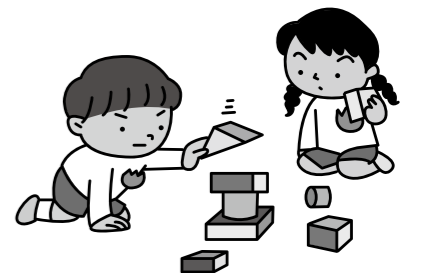
【障がい児保育】心身に障がいを持ち、保育に欠け、集団保育が可能な児童が対象。

◇対象児童の身体・療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写しを添付してお申込みください。

※診断書の提出を求められる場合があります。

※特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が手元がない場合は届き次第、提出をお願いします。

◇障がい児保育は福祉部福祉課窓口のみでの受付となります。



お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311 (内線 124)